

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改正後
<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ-1-3 検査部局等との連携</p> <p>Ⅲ-1-3-3 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(1) 検査結果通知書の交付日と原則として同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目毎に短縮するものとする。)に提出することを、法第24条に基づき(預金口座名寄せのための整備状況等(以下「名寄せ」という。))の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び(4)において同じ。)求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-3(1)参照)(財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の出席を原則として確保するものとする。また、<u>名寄せ</u>に係るヒアリングに当たっては、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「<u>第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目</u>」)も参考にするものとする(様式・参考資料集編 資料3参照)。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、<u>名寄せ</u>について、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。</p> <p>また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、<u>名寄せ</u>について、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき<u>業務改善命令</u>を発出するものとする。</p>	<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ-1-3 検査部局等との連携</p> <p>Ⅲ-1-3-3 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(1) 検査結果通知書の交付日と原則として同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目毎に短縮するものとする。)に提出することを、法第24条に基づき(預金口座名寄せのためのデータの整備、付保預金と非付保預金の区分管理、預金等の変動データ(入出金明細ファイル)作成のためのシステム整備等、相殺・預金等債権の買取り(概算払)の準備(手順書・マニュアルの整備等)の状況等(以下「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」という。))の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び(4)において同じ。)求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-3(1)参照)(財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の出席を原則として確保するものとする。また、<u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>に係るヒアリングに当たっては、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「<u>預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目</u>」)も参考にするものとする(様式・参考資料集編 資料3参照)。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、<u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>について、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。</p> <p>また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、<u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>について、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき<u>業務改善命令</u>(<u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>については、法第26条に基づき<u>業務改善命令</u>及び<u>預金保険法第58条の3第2項に基づく是正命令</u>)を発出するものとする。</p>

現 行	改正後
<p>Ⅲ－１－３－４ 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>預金保険機構が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 機構が被検査銀行に対し名寄せ検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項(保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－４(1)参照)。</p> <p>(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「第50条第1項関連チェック項目」、「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」)を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする(様式・参考資料編 資料3参照)。</p> <p>(注1)機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。</p> <p>(注2)機構との日程調整については、財務局金融監督担当課と預金保険機構検査部モニタリング分析課が行うものとする。</p> <p>(3) 機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は名寄せ検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ－１－３－４ 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>預金保険機構が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 機構が被検査銀行に対し付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項(保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－４(1)参照)。</p> <p>(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「預金保険法第50条第1項関連チェック項目」、「預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」)を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする(様式・参考資料編 資料3参照)。</p> <p>(注1)機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。</p> <p>(注2)機構との日程調整については、財務局金融監督担当課と預金保険機構検査部モニタリング分析課が行うものとする。</p> <p>(3) 機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令(付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等については、法第26条に基づき業務改善命令及び預金保険法第58条の3第2項に基づく是正命令)を発出するものとする。</p> <p>(注)監督部局は、上記のほか、金融機関にかかる情報のうち、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編) 新旧対照表

現 行	改正後
<p>II 財務局報告等様式集</p> <p>III-1-3-4(1) <u>預金口座名寄せのためのデータ整備状況等</u>に係る検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>【預金保険機構検査用】III-1-3-4(1)</p> <p style="text-align: right;">○○第 号 ○○年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務局長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;"><u>預金口座名寄せのためのデータ整備状況等</u>に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が○○年 月 日を検査実施日として、<u>預金口座名寄せのためのデータ整備状況等</u>に関し貴行を検査した結果を○○年 月 日付○○第号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めると、○○年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「<u>預金口座名寄せのためのデータ整備状況等</u>」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>	<p>II 財務局報告等様式集</p> <p>III-1-3-4(1) <u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>に係る検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>【預金保険機構検査用】III-1-3-4(1)</p> <p style="text-align: right;">○○第 号 ○○年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○財務局長 ○○○○</p> <p style="text-align: center;"><u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が○○年 月 日を検査実施日として、<u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>に関し貴行を検査した結果を○○年 月 日付○○第号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めると、○○年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「<u>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>

現 行

Ⅲ 参考資料
【資料3】Ⅲ-1-3 検査部局等との連携 関係

法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目

項目	チェック内容	例示
I 経営陣の認識・関与	1.経営陣が法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項の趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。	・経営陣の対応状況 ・経営陣への報告、的確な対応
	2.経営陣は、法第55条の2第4項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	・関係部署 ・関係職員の理解 ・ <u>緊急時(保険事故発生時)の対応・関与</u> ・(新設)
	3. (新設)	・(新設) ・(新設) ・(新設)

改正後

Ⅲ 参考資料
【資料3】Ⅲ-1-3 検査部局等との連携 関係

預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目

項目	チェック内容	例示
I 経営陣の認識・関与	1.経営陣が法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項の趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。	・経営陣の対応状況 ・経営陣への報告、的確な対応 (<u>問題点及び対応状況の把握、職員への指示</u>)
	2.経営陣は、法第55条の2第4項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	・関係部署 ・ <u>事務システム部門の責任者、店舗責任者等、関係職員の理解を促進する手段や実務面の実現性を確保するための手段を講じているか</u> ・(削除) ・ <u>金融庁及び預金保険機構が行う検査結果等への対応</u>
	3.経営陣は、法第58条の3第1項について、 <u>保険事故の発生時に必要な対処が円滑に実施されるための方策を講じているか。</u>	・ <u>関係部署</u> ・ <u>事務システム部門の責任者、店舗責任者等、関係職員の理解を促進する手段や実務面の実現性を確保するための手段を講じているか</u> ・ <u>金融庁及び預金保険機構が行う検査結果等への対応</u>

現 行

<p>II 管理体制</p>	<p>1.法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項遵守のために適切な管理体制がとられているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(新設) ・「<u>機構指定フォーマット</u>」が整備できる体制となっているか。 ・<u>既存データの管理体制</u> ・<u>新規データの管理体制</u> ・<u>システムの管理体制</u> ・<u>緊急時の体制</u> ・(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設)
----------------	---	---

改正後

<p>II 管理体制</p>	<p>1.法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項遵守のために適切な管理体制がとられているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>金融機関内の管理体制(金融機関内各組織・役職の権限・責任範囲及び指揮命令系統は明確か。必要な要員の確保が可能か。)</u> ・<u>預金者データが整備され、「機構指定フォーマット」に則った作成・提出が遅滞なくできる体制となっているか。</u> ・(削除) ・(削除) ・(削除) ・(削除) ・<u>一般預金等について、破綻後、払戻し可能な預金(付保預金)と払戻しできない預金(非付保預金)に速やかに区分管理できるようにするための体制整備(マニュアル整備等)</u> ・<u>保険事故が発生した後の預金の入出金について預金保険機構へ報告するための体制整備(システム整備等)</u> ・<u>預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等を円滑に行うための体制整備(マニュアル整備等)</u> ・<u>保険事故発生時に関係者(外部接続システムや委託先を含む。)と連絡が取れる状況になっているか。</u> ・<u>保険事故発生時に当該金融機関のシステム構成が即座に把握できるような情報が整備されているか。</u> ・<u>保険事故発生時に当該金融機関のシステムが休日も含め稼働できる態勢が確保されているか(委託先を含む)。</u> ・<u>保険事故が発生した後、営業再開が円滑にできるように、休日を含め準備作業が適切にできる態勢が確保されているか(委託先を含む)。</u>
----------------	---	---

現 行

改正後

Ⅴ手順書・マニュアルの整備	1.法第55条の2第4項遵守のために保険事故発生から磁気テープ(又はフロッピーディスク)を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアル整備の内容は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 ・役割分担、責任の所在 ・システム変更の場合の対応 ・委託先との対応 ・訓練 ・(新設)
	2.特定決済債務ファイルを速やかに作成するための手順書・マニュアル整備の進捗状況はどうか。また、その内容は適正か。 また、法第58条の3第1項遵守のために機構還元データをシステムに反映するまでの作業について、手順書・マニュアル整備の進捗状況はどうか。また、その内容は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 ・役割分担、責任の所在 ・委託先との対応 ・特定決済債務額の確定及びファイルへの入力・検証のための運用手順

Ⅲ手順書・マニュアルの整備	1.法第55条の2第4項遵守のために保険事故発生から磁気テープ等(機構が指定する物)を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアルの内容は適正か。また、法第58条の3第1項について、付保預金の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るという観点からみて、手順書・マニュアルの内容は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・(削除) ・(削除) ・(削除) ・(削除) ・(削除) ・適切な手順が明確化されているか。 (参考)「預金保険法第55条の2及び第58条の3に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」(預金保険機構)
	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> ・(削除) ・(削除) ・(削除) ・(削除)

現 行		改正後		
Ⅲシステムの整備	1.法第55条の2第4項遵守のために「機構指定フォーマット」どおりの仕様となっているか。 また、14年12月11日付法改正で新たに追加された特定決済債務ファイル(以下「特定決済債務ファイル」という。)に関する機構指定フォーマットを理解しているか。	・システム要件の設定 ・磁気テープ(又はフロッピーディスク)の迅速な作成 ・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・(新設)	Ⅳシステムの整備	
	2.法第58条の3第1項遵守のために、預金保険機構が緊急時(保険事故発生時)に金融機関に還元するデータ(以下「機構還元データ」という。)に関するフォーマットを理解しているか。	・システム要件の設定	1. 法55条の2第4項に基づく、「機構指定フォーマット」に則ったデータ作成のためのシステム対応ができていないか。	・(削除) ・(削除) ・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性
	3.特定決済債務ファイルの整備の進捗状況はどうか。 また、法第58条の3第1項遵守のためのシステム開発の進捗状況はどうか。	・計画に比した進捗状況、遅れている理由	2. 預金保険法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令(以下「府令」という)第1条第1項第1号及び第2項に関し、機構が作成する名寄せ結果データを受領してから速やかに自らの業務システムに反映するための措置が講じられているか。また、一部払戻不可口座について、付保預金と非付保預金を区分管理するためにシステム対応が必要となる場合にこれができるか。	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性 ・円滑かつ適切に付保預金の払戻しができるシステム仕様となっているか
	4.特定決済債務ファイルの整備の進捗状況について、経営陣に報告し、的確な指示を受けているか。 また、法第58条の3第1項遵守のためのシステム開発の進捗状況について、経営陣に報告し、的確な指示を受けているか。	・問題や遅延の経営陣への報告、的確な対応 ・委託先における問題や遅延の経営陣への報告、的確な対応	3. 府令第1条第1項第3号に基づく、入出金明細ファイル作成のためのシステム対応ができていないか。	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性 ・入出金明細ファイルは、機構の指定したフォーマットどおりに作成できるか
		(削除)	・(削除) ・(削除)	

現 行

<p>IVデータの整備</p>	<p>1. 法第55条の2第4項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。 また、特定決済債務を把握しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せデータ ・「1 預金者」の握え方 ・収集すべきデータ、システムに登録すべきデータ ・個人・法人コードの設定 ・連名預金区分 ・新規顧客の登録 ・住所、氏名等の変更に伴う修正登録 ・データ整備不能先の適切な管理
-----------------	--	---

<p>VI 内部監査等の状況</p>	<p>1.内部監査の項目に法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項が対象となっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(新設) ・監査項目
	<p>2.内部監査の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部・営業店年間計画 ・実施状況 ・改善状況

改正後

<p>Vデータの整備</p>	<p>1. 法第55条の2第4項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。 また、特定決済債務を把握しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せデータ ・「1 預金者」の握え方 ・収集すべきデータ、システムに登録すべきデータ ・個人・法人コードの設定 ・連名預金区分 ・新規顧客の登録 ・住所、氏名等の変更に伴う修正登録 ・データ整備不能先の適切な管理
----------------	--	---

<p>VI 内部監査等の状況</p>	<p>1.内部監査の項目に法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項が対象となっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査規定 ・監査項目
	<p>2.内部監査の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部・営業店年間計画 ・実施状況 ・改善状況